最終更新日：2018年6月28日
株式会社MIEコーポレーション
代表取締役社長　永井　賢治
問合せ先：岡　和明
証券コード：3442
http://www.mie-corp.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

［基本的な考え方］

当社は、社会、株主・投資家の皆様に企業経営の透明性を高めると共に有効に機能させるため、社会からの要請と経営環境の変化に対して迅速かつ柔軟に対応できる企業経営体制と、株主尊重を第一義とする経営システムの構築・維持を重要な施策としております。今後ともコーポレート・ガバナンスの充実・強化を図ると共にその維持に努め、一層の高い企業倫理に基づいた事業活動の推進に努めてまいります。

［基本方針］
1．株主の権利・平等性の確保に努めます。
2．株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めます。
3．適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
4．取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
5．株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

［補充原則１－２－４　株主総会における権利行使］
業務と効率面から海外投資家比率が２０％以上となった時点で議決権の電子行使の採用及び招集通知の英訳を検討します。

［原則４－８　独立社外取締役の有効な活用］
今回の株主総会にて取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を2名選したことで、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしています。
当社の規模及び会社の環境等を総合的に勘案して、独立役員を4名（独立社外監査役2名を含む）にすることで、当社役員の1/3以上が独立役員となり経営陣から独立した目線で監督を担うことができる体制となります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

［原則１－４　いわゆる政策保有株式］
政策保有に関する方針につきましては、当社グループの取引先との安定的・長期的な取引の構築、業務提携、協働ビジネス展開等、当社グループの企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先の株式等を取得し保有します。保有する上場株式等のうち、主要なものについては、保有効果等について検証し、平成３０年６月の取締役会で報告を行いました。
政策保有株式の議決権行使の基準につきましては、コーポレートガバナンスおよび社会的責任上の重大な懸念事項が生じている場合を除き、当該企業との取引関係、経営状況等を踏まえた上で議案の賛否を判断します。

［原則１－７　関連当事者間の取引］
当社は、取締役会規則により、関連当事者取引を行う場合には、速やかに取締役会に報告し、承認を得ることと定めており、且つ的確に運営をしています。

［原則３－１　情報開示の充実］
1.当社グループの経営理念や中期経営計画はホームページに公表しています。
URL　http://www.mie-corp.jp/
2.当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と方針は、上記「1．基本的な考え方」に記載の通りです。
3.取締役の報酬は、株主の長期的利益に連動するとともに、当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならないものとし、株主総会議案に報酬総額の上限を上程し、決議された範囲内で、各取締役の職位、業績に対する貢献度等により決定します。
4.取締役候補の指名については下記の方針に基づき代表取締役が提案し、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出します。
⑴ 優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者
⑵ 社内取締役は、専門分野における能力・知識・経験・実績を有するとともに、リスク管理及びMIEグループ各社の業務執行の監視活動ができるバランス感覚と決断力を有すること
⑶ 社外取締役においては、出身の分野における豊富な経験と高い見識を有していること、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言ができる資質を有していること
⑷ その他、コーポレートガバナンス構築の観点から取締役に求められる資質を有していること
監査役候補者の指名については、下記の方針に基づき総合的に判断し代表取締役が提案し、監査役会が同意し、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出します。
⑴ 優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者
⑵ 常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づき行動できること
⑶ 社外監査役においては、出身の分野における豊富な経験と高い見識を有していること、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当

性・適正性を確保するための助言・提言ができる資質を有していること
⑷ その他、コーポレートガバナンス構築の観点から監査役に求められる資質を有していること
5.各取締役・監査役の選任理由は、第11回定時株主総会招集通知の参考書類に記載しており、上記の指名に関する方針に合致しています。

【原則４－１　取締役会の役割・責務】
(補充原則４－１－１)
当社は、取締役役会規則を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定め、責任権限規程により経営陣に対する委任の範囲を定めています。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
独立社外役員とは、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員とします。
当社は、主に以下の2点を基準とし候補者を選定します。
⑴ 経営の監視に必要となる企業統治等の実務経験と知識に基づき、経営および業務執行において、特定の利害関係者の利益に偏重することのない公平公正な判断能力を有していること。
⑵ 本人およびその親近者が、現在、及び過去において、当社および関係会社の業務執行者、主要取引先およびその業務執行者、非業務執行取締役、会計参与、主要株主などのいずれにも該当せず、また、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ていないこと。

【原則４－１１ 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
(補充原則４－１１－１)
当社の取締役会は、経営体制強化（1名増員）と、会社の規模を踏まえて活発な審議ができるように１０名体制としました。取締役会は、MIEグループ業務全般を把握し多様な専門性をもったメンバーで構成し、社外取締役については独立性のある経営経験者等で構成することで、健全に牽制する経営体制を構築します。
(補充原則４－１１－２)
当社取締役・監査役会は、当社以外の会社を兼任する場合は、合理的な範囲内にとどめます。
取締役・監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書に記載し開示します。

(補充原則４－１１－３)
取締役会全体の実効性について、各取締役と各監査役にアンケートを実施し、分析・評価を行いました。その結果、経営の基本方針等の重要な事項について議論されており、社外取締役、社外監査役から建設的な意見もだされており、取締役会全体の実効性は十分確保されているものと認識しております。

【原則４－１４　取締役・監査役のトレーニング】
(補充原則４－１４－２)
新任の取締役については、就任後速やかに、法務・コンプライアンスを含む研修に参加します。
現任の取締役については、会社法および時々の情勢に適した内容の講習や交流会に参加し、取締役として必要な知識の習得および取締役の責務と促進に努めています。
監査役については、監査役協会に入会し必要に応じ、社外講習や交流会に参加し、監査役として必要な知識の習得や責務の理解促進に努めています。
なお、その費用につきましては全額会社で負担しています。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主意見を反映するために必要に応じて取締役会へ報告し、今後の経営に活かします。
株主総会での対話を重視し、十分な質疑の時間を取る等の対応を行います。建設的な対話を通じて、当社経営方針にかかる理解を得る努力を行うとともに、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収及び反映し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
MIEグループ取引先持株会	1,636,000	13.57
設楽　真吾	832,000	6.90
イシグロ株式会社	658,000	5.45
株式会社ベンカン機工	600,000	4.97
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	549,500	4.55
株式会社中京銀行	545,200	4.52
和泉　健三郎	539,000	4.47
株式会社大一商会	280,000	2.32
岡本　太右衛門	276,192	2.29
ナス物産株式会社	270,000	2.24

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
池田　利彦	他の会社の出身者											
赤堀　政彦	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池田　利彦	○	独立性の基準及び開示加重要件に該当しないことから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないものと判断して独立役員として指定しております。	公認会計士としての専門的知見に加え、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しています。
赤堀　政彦	○	独立性の基準及び開示加重要件に該当しないことから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないものと判断して独立役員として指定しております。	コンサルティング会社での経営実務現場での経験が豊富であり、その幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と年間計画の打合せ、監査結果の報告をはじめ、意見交換を定期的に実施しています。又監査役は、内部監査部門である監査部に対し定期的に報告を求め、また特定事項についての調査を連携して行なうなど監査の効率化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡本　知彦	他の会社の出身者													
諸戸　清光	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡本　知彦	○	独立性の基準及び開示加重要件に該当しないことから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないものと判断して独立役員として指定しております。	企業経営の実務・経験を通じて幅広い視野と見識を有し、当社に対する客観的な立場から経営を監査していただくため社外監査役として選任しています。
諸戸　清光	○	独立性の基準及び開示加重要件に該当しないことから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないものと判断して独立役員として指定しております。	経営者としての豊富な経験・知識等を当社の監査に反映していただくため社外監査役に選任しています。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与に関しては、現段階では制度導入は検討しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億以上である者が存在しないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主の長期的利益に連動するとともに、当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならないものとし、株主総会議案に報酬総額の上限を上程し、決議された範囲内で、各取締役の職位、業績に対する貢献度等により決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を補佐する専任の担当者はおりませんが、管理部門が適宜必要なサポートをおこなっております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

○現状の体制の概要

(1)監査役会設置会社として、社外監査役2名を含めた監査体制が経営の監視機能と取締役の職務執行の監視の面で有効であると判断しております。取締役の定数につきましては、定款上7名以内となっております。(在籍7名)。

(2)リスク管理体制は、グループリスク管理委員会を年4回開催し、法令、社内規程等の遵守、日常業務において生じ得るリスクの抽出、評価を行い、リスク毎の対応策を協議します。又グループ会社の業務運営、経営管理の適正を確保するため定期的にグループ経営会議を開催し、グループ会社の代表取締役から経営状況の報告を受け、現状把握を行っています。

(3)内部監査の体制は、監査部が、内部監査規程に従って内部監査基本計画書を作成し、当社並びにグループ会社の各部門について内部監査を実施します。当社と当社グループにおける業務全般が諸規程、手順書に則り処理されているかを監査し業務の有効性に努めています。内部監査の結果は常勤監査役に報告し、常勤監査役は監査役監査を併せて監査役会に報告しております。

(4)会計監査につきましては、かがやき監査法人と監査契約を締結し、監査を受けております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

A.公認会計士の氏名及び所属する監査法人
上田　勝久(かがやき監査法人)
武井　正彦(かがやき監査法人)

B.監査業務に係る補助者の構成
公認会計士4名

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役を含む7名の取締役による迅速な意思決定と取締役会の活性化を図っています。経営の公正性及び透明性を高め、効率的な経営システムの確立を図っております。監査役会設置会社として、社外監査役2名を含めた監査体制が経営の監視機能と取締役の職務執行の監視の面で有効であると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	「第11回定時株主総会招集ご通知」は、平成30年6月6日に発送いたしました。また、発送に先駆け平成30年6月5日に「第11回定時株主総会招集ご通知」を名古屋証券取引所のウエブサイトに掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第11回定時株主総会は、集中日を避け、6月22日（金）に開催します。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、適時開示資料、中期経営計画等を掲載しております。 URL: http://www.mie-corp.jp	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部を置き対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	事業子会社である株式会社MIEテクノにて、ISO１４００１に基づく活動を実施中（１９９９年１２月 登録承認） 事業子会社である株式会社MIEフォワードにて全量売電による太陽光発電システムの収益事 業を開始する（２０１３年５月）

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) グループ役職員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
A．当社およびグループ各社役職員は、「MIEコンプライアンス宣言」・定款・企業倫理規程をはじめとする諸規程を遵守する他、法令および社会規範の遵守を行動規範とします。
B．当社およびグループ各社の役職員への企業倫理意識の浸透とその実行の徹底を図るため、グループリスク管理委員会においてコンプライアンスへの取り組みを横断的に統括することとします。
C．当社およびグループ各社における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し是正するため、グループ役職員が利用できる「内部通報制度」を活用します。
(2) グループ役職員の職務の遂行に係る情報の保存および管理に関する事項
A．役職員は、職務の遂行に係る文書（電磁的記録を含む）およびこれに関する資料を社内規程に従い保管します。
B．取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。
C．内部監査人は、必要に応じて、これらの資料を閲覧できるものとします。
(3) グループ役職員の情報セキュリティの確保と管理に関する事項
A．当社およびグループ各社は、情報資産を保護するために、情報セキュリティ体制の維持・改善に取り組みます。
B．ステークホルダーから得た機密情報は明確に識別するとともに、漏洩予防を徹底します。
C．ステークホルダーに対して開示する情報に虚偽や改ざんがないように、コンピュータへのアクセス管理等を徹底し、内外からの不正行為の防止を図ります。
(4) グループ各社の損失・危機の管理に関する規程とその体制
A．リスクの管理等に関しては、グループリスク管理委員会を活用することとします。
B．グループリスク管理委員会は、グループリスク管理委員会規程により個々のリスク（経営戦略・業務運営・環境・災害等のリスク）の責任部署を定めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理するべく活動します。
(5) グループ各社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
A．取締役会は、役職員が共有する中期経営計画および年度計画を定めるとともに、各部門の具体的目標および効率的な達成の方法を定めます。
B．取締役会は、目標達成のために定期的に進捗状況をレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムの構築・維持に努力するものとします。
C．当社は、グループ経営会議を開催し、グループ各社は目標達成のための策定と進捗状況の報告を行います。
(6) グループ企業集団における業務の適正を確保するための体制およびグループ各社の取締役の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
A．当社およびグループ各社の業務の適正を確保するため、グループ全体のガバナンス体制、内部監査体制を維持します。
B．当社およびグループ各社を対象とした内部監査を実施し、監査結果は速やかに当社社長、取締役会および監査役会へ報告します。
(7) 監査役・内部監査人から補助使用人を置くことを求められた場合の、当該補助使用人の独立性の確保に関する事項
A．監査役・内部監査人は、監査にあたり当社およびグループ各社の役職員を指名し監査業務に必要な事項を指示することができるものとします。
B．監査業務の指示を受けた役職員は、取締役等上長からの指揮命令を受けないものとします。
(8) グループ役職員から報告を受けたものが監査役に報告する体制
A．グループ役職員は、業務・財務に重要な影響を与える恐れがある事実を発見した時、法令または定款に違反する行為および定款に違反する恐れを発見した時は、速やかに当社取締役、各グループ会社の担当部署に通報いたします。通報を受けた事項のうち監査役の職務の執行に必要なものは、速やかに報告します。
B．内部監査部門は、当社とグループ会社の内部監査の実施状況について当社監査役に報告します。
C．当社監査役は、必要に応じ通報者を含むグループ各社の役職員を監査役会に出席させ説明を求め調整を行います。
D．通報者は、特定されないように配慮されること、また通報したことを理由として人事その他あらゆる面での不利益をこうむることの無いように対応します。
(9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
A．当社およびグループ各社の役職員は「監査役監査基準」「内部監査規程」等の諸規程に則って監査が円滑に行われるように協力し、その実効性を確保します。
B．社長は、監査役・内部監査人との間で定期的な意見の交換の場を設けるものとします。
(10) 内部監査人と監査役・外部監査人との協力体制
A．内部監査人は、監査役・外部監査人との円滑な関係を築くために、監査情報の提供・年次監査計画の報告・内部監査基準を遵守していることを保証する資料の提供等を適切に行うこととします。また必要に応じ、いつでも報告を求めることおよび重要事項について報告します。
(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかわる方針に関する事項
A．監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払、償還の手続きその他生じる費用を求めた場合は、担当部門において審議の上、当該監査役の職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに当該費用の支払いを行います。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

平素から警察当局、三重県企業防衛対策協議会等の外部専門機関と連携し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、決して関係しない。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

